

2 豊文号外
令和3年2月5日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部

「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる
文化施設閉館時間の繰り上げ対応の延長等について
(令和3年2月5日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年2月2日付で政府より緊急事態宣言の継続が決定されました。これを受け本市では、市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、令和3年2月7日までとしておりました市内すべての文化施設の閉館時間を午後8時までとする等の対応を当面の間延長することといたしました。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

- (1) 定員数の半分以下に入場者を抑える制限を行います。
- (2) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。
- (3) その他、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

2 施設利用料等の還付について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、利用料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させて頂いておりますが、今後も当面の間、同様の対応をいたします。
- (2) 緊急事態宣言の継続に伴い、文化施設の閉館時間を午後8時までとすることにしてありますが、午後8時をまたぐ利用区分を予約している方につきましては、午後8時以降の時間数に応じた施設利用料金を還付させて頂きます。
対象期間の目安としては、令和3年3月7日までの利用が対象となりますが、閉館時間を午後8時とする条件が解除される場合や、国や県の方針が変更となる場合は、この限りではありませんのでご理解ください。

3 国や県の発出文書について

催物の開催制限、施設の使用制限、チケット販売の取り扱い等の詳細につきましては、下記 HP をご参照ください。

○内閣官房 HP

<https://corona.go.jp/emergency/>

○愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |